条例制定改廃調書 条例改正に伴う新旧対照表

> 令和2年 奈良市議会3月定例会

令和元年度関係

1 名 称		ための番号の和	川用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	<ul> <li>に関する条例の一部を改正する条例</li> <li>・令和2年6月以降の独自利用事務の情報連携について(令和元年9月17日付個情第729号個人情報保護委員会事務局総務課長通知)</li> </ul>	4 制定改廃 の概要	1. 子どもに対する医療費の助成に関する事務において、社会保 険各法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関す る情報であって規則で定めるものについて、個人番号を利用で きるように規定を新設する。(別表第2関係)
3 制定改廃の理由	・上記の通知により、令和2年6月以降、子どもの加入保険情報等を確認する際に、個人番号を情報連携により利用することができることとされたため、条例別表第2に必要な規定を加える。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 子ども育成課

### 議案番号 7

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

			現行		改正案				
別表	別表第2(第4条関係)				別表第2(第4条関係)				
	機関	事務	特定個人情報		機関事務		特定個人情報		
	1 市長	奈良市子ども医療費	略		1 市長	奈良市子ども医療費	略		
		の助成に関する条例	国民健康保険法(昭和33年法律第192			の助成に関する条例	国民健康保険法(昭和33年法律第192		
		による子どもに対す	号) 又は高齢者の医療の確保に関する			による子どもに対す	号) 又は高齢者の医療の確保に関する		
		る医療費の助成に関	法律(昭和57年法律第80号)による医			る医療費の助成に関	法律(昭和57年法律第80号)による医		
		する事務であって規	療に関する給付の支給又は保険料の			する事務であって規	療に関する給付の支給又は保険料の		
		則で定めるもの	徴収に関する情報(以下「医療保険給			則で定めるもの	徴収に関する情報(以下「医療保険給		
			付関係情報」という。)であって規則				付関係情報」という。) であって規則		
			で定めるもの				で定めるもの		
							健康保険法(大正11年法律第70号)、		
							船員保険法(昭和14年法律第73号)、		
							私立学校教職員共済法(昭和28年法律		
							第245号)、国家公務員共済組合法(昭		
							和33年法律第128号)、地方公務員等		
							共済組合法(昭和37年法律第152号)		
							その他の法令による医療に関する給		
							付の支給又は保険料の徴収に関する		
							情報であって規則で定めるもの		
			略				略		
	略				略				

1 名 称	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例							
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・公職選挙法施行令の一部を改正する政令 (令和元年政令第15号)	4 制定改廃 の概要	1. 投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者の報酬額について、交替を行った場合の取扱いに関する規定の整備を行う。(別表第1備考関係)					
3 制定改廃の理由	・上記の政令改正により、投票管理者等について交替制を導入することが可能となったことに伴い、報酬額に関する規定を整備するため。							
5 施行期日	公布の日	所管部課	選挙管理委員会事務局					

### 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

		現行				
別表第1	(第2条・第3条関係)					
	報酬額					
	支給区分		報酬額			
			-	· 6-		

	支給区分	報酬額	報酬額		
略		·	略		
選挙管理委	委員長	日額	21,000円		
員会	委員	日額	14,000円		
	補充員	日額	9,500円		
選挙長		選挙1回につき	10,800円		
投票所の投票	<b>票管理者</b>	日額	12,800円		
期日前投票原	所の投票管理者	日額	11,300円		
開票管理者		選挙1回につき	10,800円		
投票所の投票	<b>票立会人</b>	日額	10,900円		
期日前投票原	所の投票立会人	日額	9,600円		
開票立会人		選挙1回につき	8,900円		
選挙立会人		選挙1回につき	8,900円		
略			略		

### 備考

### 1 • 2 略

3 投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人 の報酬額については、その者の立会時間が投票時間(投票所又は期日前投票所を開く時刻から投票所又は期日前投票所を閉じる時刻までの間をいう。)の2分の1を超える場合は当該額とし、2分の1以下の場合は当該額の2分の1に相当する額とする。

4 略

### 別表第1 (第2条・第3条関係)

	辛汶四	州額 ·		
	支給区分	報酬額		
略			略	
選挙管理委	委員長	日額	21,000円	
員会	委員	日額	14,000円	
	補充員	日額	9,500円	
選挙長		選挙1回につき	10,800円	
投票所の投票	<b>管理者</b>	日額	12,800円	
期日前投票所	fの投票管理者	日額	11,300円	
開票管理者		選挙1回につき	10,800円	
投票所の投票	真立会人	日額	10,900円	
期日前投票所	fの投票立会人	日額	9,600円	
開票立会人		選挙1回につき	8,900円	
選挙立会人		選挙1回につき	8,900円	
略			略	

改正案

### 備考

### 1 • 2 略

3 <u>投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人</u>の報酬額については、その者の立会時間が投票時間(投票所又は期日前投票所を開く時刻から投票所又は期日前投票所を閉じる時刻までの間をいう。)の2分の1を超える場合は当該額とし、2分の1以下の場合は当該額の2分の1に相当する額とする。

### 4 略

1 名 称	奈良市児童相談所基金条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 本市における児童相談所の整備及び運営に必要な資金を積み立てるため、奈良市児童相談所基金を設置する。
3 制定改廃の理由	・児童相談所の整備及び運営を円滑かつ安定 的に推進するための財源を確保する必要が あることから、新たに基金条例を制定す る。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 子育て相談課

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠達等 関係通達等 3 制定 の理由	・「土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地認定及び優良住宅認定の事務の実施について(持術的助言)」の一部改正について(令和元年5月31日付国土動整第6号、国住整第10号国土交通省土地・建設産業局長、住宅局長通知)・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)第10条による毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の一部改正・関係法令の一部改正に伴い、条例中の引用条文の整理を行う。	4 制定改廃の概要	1. 引用条文の整理 (1) 印鑑登録証明書交付手数料(別表第16項関係) 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例 「第13条第2項」を「第13条第3項若しくは第13条の2」に改める。 (2) 優良宅地造成認定申請手数料(別表第24項関係) 租税特別措置法 「又は第63条第3項第7号イ」を「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」に改める。 (3) 優良住宅新築認定申請手数料(別表第34項関係) 租税特別措置法 「又は第63条第3項第7号ロ」を「、第63条第3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」に改める。 (4) 毒物劇物販売業登録更新申請手数料(別表第112項関係) 毒物及び劇物取締法 「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。
5 施行期日	公布の日、令和2年4月1日	所管部課	市民部 市民課、健康医療部 保健所 保健衛生課、都市整備部 開発指導課、都市整備部 建築指導課

### 奈良市手数料条例 新旧対照表

現行					改正案						
]表(	第2条関係)				_	別表	(第	2条関係)			
番	子 名称	事務		金額		番	:号	名称	事務		金額
略						略	:				
16	印鑑登録証明	奈良市印鑑の登録』	及び証明に関	H	各	1	6	印鑑登録証明	奈良市印鑑の登録』	及び証明に関	略
	書交付手数料	する条例(昭和55年	<b>F</b> 奈良市条例					書交付手数料	する条例(昭和55年	年奈良市条例	
		第 2 号) <u>第13条第</u> 2	2項						第 2 号) <u>第13条第</u> 3	3項若しくは	
		又は奈月	良市認可地縁						第13条の2又は奈月	良市認可地縁	
		団体印鑑の登録及び	び証明に関す						団体印鑑の登録及び	び証明に関す	
		る条例(平成5年列	奈良市条例第						る条例(平成5年列	奈良市条例第	
		28号) 第10条第 2 5	頁の規定に基						28号) 第10条第 2 1	頁の規定に基	
		づく印鑑登録証明	書の交付						づく印鑑登録証明	書の交付	
略						略					
24	優良宅地造成	略	略	Н	各	2	24	優良宅地造成	略	略	略
	認定申請手数	租税特別措置法第2	8条の4第3	Н	各			認定申請手数	租税特別措置法第2	28条の4第3	略
	料	項第7号イ <u>又は第</u> 6	3条第3項第				2	料	項第7号イ <u>、第63</u> 億	条第3項第7	
		7 号イ							号イ又は第68条の6	39第3項第7	
		に規定する宅均	他の造成が優						<u>号イ</u> に規定する宅均	地の造成が優	
		良な宅地の供給に知	寄与するもの						良な宅地の供給に知	寄与するもの	
		であることについっ	ての認定の申						であることについっ	ての認定の申	
		請に対する審査							請に対する審査		
略	ı		,			略	•				
34	優良住宅新築	略	略	H	各	3	34	優良住宅新築	略	略	略
	認定申請手数	租税特別措置法第	略	н	各			認定申請手数	租税特別措置法第	略	略
	料	28条の4第3項第					2	料	28条の4第3項第		
		7号ロ <u>又は第63条</u>							7 号口 <u>、第63条第</u>		

# 議案番号 10

		現行					改正案		
		第3項第7号口					3項第7号ロ又は		
							第68条の69第3項		
		に規定す					<u>第7号ロ</u> に規定す		
		る住宅の新築が優					る住宅の新築が優		
		良な住宅の供給に					良な住宅の供給に		
		寄与するものであ					寄与するものであ		
		ることについての					ることについての		
		認定の申請に対す					認定の申請に対す		
		る審査					る審査		
略					略				
112	毒物劇物販売	毒物及び劇物取締治	去 <u>第4条第4</u>	略	112	毒物劇物販売	毒物及び劇物取締法	<u>第4条第3</u>	略
	業登録更新申	<u>項</u> の規定に基づく君	毒物又は劇物			業登録更新申	項の規定に基づく書	最物又は劇物	
•	請手数料	の販売業の登録の夏	更新の申請に			請手数料	の販売業の登録の関	更新の申請に	
		対する審査					対する審査		
略					略				
備考	略				備考	5 略			

1 名 称	奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部	を改正する条例	
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等 3 制定 改 の理由	<ul> <li>・災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第27号)</li> <li>・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令(令和元年政令第61号)第1条による災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)の一部改正</li> <li>・上記法令の一部改正に伴い、引用条文等の整理が必要となったため。</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 災害援護資金の償還等について次の改正を行う。 償還金の支払猶予、償還免除、報告等について、法令の規定に よることを明記。(第15条関係)
5 施行期日	公布の日	所管部課	福祉部 福祉政策課

議案番号 11

### 奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(償還等)	(償還等)
第15条 略	第15条 略
2 略	2 略
3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13	3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金について
条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。	は、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12
	条の規定によるものとする。

令和2年度関係

1 名 称	奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する	6条例	
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	<ul> <li>・地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)第1条による地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の一部改正</li> <li>・地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和元年政令第156号)第1条による地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)の一部改正</li> </ul>	4 制定改廃 の概要	1.条例で定める額は、政令の基準に準じる。 (1) 市長 基準給与年額に6を乗じた額 (2) 副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員 基準給与年額に4を乗じた額 (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長、公営企業管理者 基準給与年額に2を乗じた額 (4) 職員(前2号に掲げる職員を除く。) 基準給与年額に1を乗じた額
3 制定改廃の理由	・上記の法令により、地方公共団体の長等の 損害賠償責任の見直しがあり、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、法第243条の2第3項(故意又は重大な過失等)による賠償の命令の対象となる者でない場合においては、条例により、市長等が市に対して責任を負う損害賠償の額から条例で定める額を控除して得た額について免責することができることとなった。これに伴い、その額について定める。		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	総務部 法務ガバナンス課

1 名 称	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等	等に関する条例	の一部を改正する条例
<ul><li>2 制定改廃の根拠法令、関係通達等</li><li>3 制定改廃</li></ul>	<ul> <li>・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号。以下「改正法」という。)第1条による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正・「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(案)」の一部改正(案)について(通知)(令和元年10月17日付総行安第24号総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長通知)</li> <li>・会計年度任用職員制度の導入に伴い、改正</li> </ul>	4 制定改廃 の概要	1. 給料を支給される非常勤の職員の補償基礎額に係る規定を加える。(第5条関係)
の理由	法による改正後の地方公務員法第22条の 2第1項第2号に掲げる職員(フルタイム 会計年度任用職員)については、常勤職員 と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象 であることが明確化されたため。		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

議案番号 26

### 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案				
(補償基礎額)	(補償基礎額)				
第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ	第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ				
当該各号に掲げる額とする。	当該各号に掲げる額とする。				
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略				
	(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例				
	により実施機関が市長と協議して定める額				

1 名 称	奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部を改正する	る条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 開館時間を午前9時から午後5時までとする。(第4条2、別表関係)	: O
3 制定改廃の理由	・開館時間の変更等を行うため、所要の改正を行う。			
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	福祉部 長寿福祉課	

### 奈良市月ヶ瀬福祉センター条例 新旧対照表

現行	改正案				
(開館時間)	(開館時間)				
第4条の2 センターの開館時間は <u>、次項に定めるものを除き</u> 、午前9時から	第4条の2 センターの開館時間は、午前9時から				
午後5時まで(第2・第4土曜日は、午前9時から午後9時まで)とする。	午後 5 時まで <u></u> とする。				
ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認	ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認				
を得て、開館時間を変更することができる。	を得て、開館時間を変更することができる。				
(休館日)	(休館日)				
第4条の3 センターの休館日は <u>、次項に定めるものを除き</u> 、次のとおりとす	第4条の3 センターの休館日は、次のとおりとす				
る。ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の	る。ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の				
承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することが	承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することが				
できる。	できる。				
(1)~ $(3)$ 略	(1)~(3) 略				
(使用承認)	(使用承認)				
第5条 略	第5条 略				
2 略	2 略				
3 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の	3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の				
承認をしてはならない。	承認をしてはならない。				
(1) 略	(1) 略				
(2) 施設等を <u>き損</u> し、又は滅失するおそれがあるとき。	(2) 施設等を <u>毀損</u> し、又は滅失するおそれがあるとき。				
(3) 略	(3) 略				
(使用承認の変更等)	(使用承認の変更等)				
第6条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、センターの使	第6条 指定管理者は、次の <u>各号の</u> いずれかに該当するときは、センターの使				
用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すこと	用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すこと				
ができる。	ができる。				
$(1)\sim(4)$ 略	$(1)\sim(4)$ 略				
2 略	2 略				

現行 改正案

(損害賠償)

(損害賠償)

長の定める損害額を賠償しなければならない。

### 2 略

(行為の禁止)

- 第13条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
  - $(2)\sim(7)$  略

(入場の禁止等)

- とができる。
- (1) (2) 略

別表(第5条・第7条関係)

1 談話室、料理実習室及び会議室使用料

	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>	<u>午前・午</u> 後	<u>午後・夜</u> 間	<u>全日</u>
<u>区分</u>	9:00~	13:00~	18:00~	9:00~	13:00~	9:00~
	<u>12:00</u>	<u>17:00</u>	21:00	<u>17:00</u>	21:00	<u>21:00</u>
	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
談話室	<u>2, 500</u>	<u>2, 500</u>	<u>2, 500</u>	<u>5,000</u>	5,000	<u>7, 500</u>
料理実習	2,500	2,500	2, 500	<u>5,000</u>	5,000	<u>7, 500</u>
<u>室</u>						
会議室	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000

|第12条||センターを利用する者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、市第12条||センターを利用する者は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、市 長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 略

(行為の禁止)

- |第13条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 施設等を毀損し、汚損し、又は滅失すること。
  - $(2)\sim(7)$  略

(入場の禁止等)

- |第14条 指定管理者は、次の いずれかに該当する者に対しては、センタ|第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センタ 一の入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとるこ│ 一の入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとるこ とができる。
  - (1) (2) 略

別表(第5条・第7条関係)

1 センター使用料(パターゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を除く。)

	(C/19/11 ( ) / / /	/ M/X U / / V I	7. 2 M C M C M		
	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>全日</u>		
<u>区分</u>	9:00~12:00	<u>13:00~17:00</u>	9:00~17:00		
	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		
談話室	2,500	<u>2, 500</u>	<u>5, 000</u>		
料理実習	<u>2, 500</u>	<u>2, 500</u>	<u>5, 000</u>		
<u>室</u>					
会議室	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,000</u>		
ミニグラ	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>600</u>		
ウンド					

### 議案番号 27

	現行					改正案				
						グラウン	500	500	<u>1,000</u>	
						ド(多目				
						的広場)_				
						ゲートボ	<u>500</u>	500	<u>1,000</u>	
						ール場				
2	パターゴルフサ	場 <u>、グラウンドゴ</u> ル	レフ場及びゲートホ	ビール場使用料	2	パターゴ	ルフ場 <u>及びグラウン</u>	/ ドゴルフ場		
	区	分	使用	料			区分	使月	用料	
	略略					略		略		
	グラウンドゴル	フ場略				グラウンドゴルフ場略				
	ゲートボール場	1)	人1時間につき150	<u>円</u>					·	
3	ミニグラウン	ド及びグラウンド	`(多目的広場)使	<u>用料</u>						
	<u>区分</u>	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>全日</u>						
	<u>E</u> JJ	9:00~12:00	<u>13:00~17:00</u>	9:00~17:00						
		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>						
	ミニグラウ	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>600</u>						
	<u>ンド</u>									
	グラウンド	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>1,000</u>						
	(多目的広									
	場)_									
4	略				3	略				

1 名 称	   奈良市都祁福祉センター条例の一部を改正する。	条例	
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等 3 制定改廃 の理由	・開館時間の変更等を行うため、所要の改正を行う。	4 制定改廃の概要	1. 夏期間(6月1日から9月30日までの間)における夜間使用を廃止し、開館時間を午前9時から午後5時までとするほか所要の改正を行う。(第4条の2、別表関係)
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	福祉部 長寿福祉課

### 奈良市都祁福祉センター条例 新旧対照表

現行	改正案
	_(開館時間等)_
第4条の2 センターの開館時間は、 <u>次のとおり</u> とする。	第4条の2 センターの開館時間は、 <u>午前9時から午後5時まで</u> とする。
(1) 多目的施設及び入浴施設以外の施設については、午前9時から午後5	
時まで。ただし、6月1日から9月30日までの間(以下「夏期間」とい	
う。)は、午前9時から午後9時まで	
(2) 多目的施設については、午前9時から午後5時まで。ただし、夏期間	
は、午前9時から午後8時まで	
(3) 入浴施設については、午前11時から午後4時(入場は午後3時30分)	
まで。ただし、夏期間は、午前11時から午後8時(入場は午後7時30分)	
<u>まで</u>	
	2 前項の規定にかかわらず、入浴施設の開場時間は、午前11時から午後4時
	までとする。ただし、午後3時30分以後の入場は認めないものとする。
2 前項 の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、	3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、
あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は <u>入場時間</u> を変更することができ	あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は <u>開場時間</u> を変更することができ
る。	る。
(休館日)	(休館日)
第4条の3 センターの休館日は、次のとおりとする。	第4条の3 センターの休館日は、次のとおりとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 国民の祝日	(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の
の翌日(その日が日曜日及び火曜日に当たるときを除く。)	祝日の翌日(その日が日曜日及び火曜日に当たるときを除く。)
(3) 略	(3) 略
2 略	2 略
(使用承認)	(使用承認)
第5条 略	第5条略
2 略	2 略

	成朱宙 7 2 0						
現行	改正案						
3 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の	3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の						
承認をしてはならない。	承認をしてはならない。						
(1) 略	(1) 略						
(2) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。	(2) 施設等を <u>毀損</u> し、又は滅失するおそれがあるとき。						
(3) 略	(3) 略						
(使用承認の変更等)	(使用承認の変更等)						
第6条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、センターの使	第6条 指定管理者は、次の <u>各号の</u> いずれかに該当するときは、センターの使						
用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すこと	用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すこと						
ができる。	ができる。						
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略						
2 略	2 略						
(損害賠償)	(損害賠償)						
第11条 センターを利用する者は、施設等を <u>き損</u> し、又は滅失したときは、市	第11条 センターを利用する者は、施設等を <u>毀損</u> し、又は滅失したときは、市						
長の定める損害額を賠償しなければならない。	長の定める損害額を賠償しなければならない。						
2 略	2 略						
(行為の禁止)	(行為の禁止)						
第12条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。	第12条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。						
(1) 施設等を <u>き損</u> し、汚損し、又は滅失すること。	(1) 施設等を <u>毀損</u> し、汚損し、又は滅失すること。						
(2)~(7) 略	(2)~(7) 略						
(入場の禁止等)	(入場の禁止等)						
第13条 指定管理者は、次のいずれかに該当する者に対しては、センタ	第13条 指定管理者は、次の <u>各号の</u> いずれかに該当する者に対しては、センタ						
一の入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとるこ	一の入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとるこ						
とができる。	とができる。						
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略						
別表(第7条関係)	別表(第7条関係)						
1 多目的施設使用料	1 多目的施設使用料						
午前     午後     午前・午後     夜間	<u>午前</u>						

# 議案番号 28

	現行						改正案				
	区分	9:00~	13 : 00∼	9:00~	<u>17:00∼</u>			<u>区分</u>	9:00~12:	13:00~17:	9:00~17:
		<u>12:30</u>	<u> 16 : 30</u>	<u> 16 : 30</u>	<u> 20 : 00</u>				<u>00</u>	<u>00</u>	00
	屋根付き施設	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		4	屋根付き施設	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
	(1面につき)	1,000	<u>1,000</u>	2,000	<u>1,000</u>			(1面につき)	<u>1,000</u>	<u>1, 000</u>	<u>2, 000</u>
	<u>屋根付き以外の施設</u> <u>(1面につき)</u>	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>1, 000</u>			4	<u>屋根付き以外の施設</u> (1面につき)	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>1, 000</u>
	備考 夜間の使用は、	6月1日から	9月30日ま	での間に限	るものとす						
	<u>る。</u>										
2 •	2 • 3 略						2 •	3 略			

1 名 称	奈良市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する	基準を定める条	: 例
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	<ul> <li>生活困窮者等の自立を促進するための生活 困窮者自立支援法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第44号)第5条による 社会福祉法(昭和26年法律第45号)の 一部改正</li> <li>・無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基 準(令和元年厚生労働省令第34号。以下 「国基準」という。)</li> </ul>	4 制定改廃 の概要	1. 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準については、国基準に定めるところによるほか、本市の独自基準として暴力団の排除に係る規定を加える。
3 制定改廃の理由	・社会福祉法の一部改正により、都道府県、 指定都市及び中核市において条例で無料低 額宿泊所(第2種社会福祉事業のうち、生 計困難者のために、無料又は低額な料金で 簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の 施設を利用させるもの)の設備及び運営に 関する基準を定めなければならないことと されたため。		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	福祉部 保護第一課、保護第二課

1 名 称	奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び	軍営の基準等に	:関する条例
<ul><li>2 制定改廃の根拠法令、関係通達等</li><li>3 制定改廃の理由</li></ul>	・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。) ・奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月奈良県条例第35号) ・指定通所支援事業者の指定等が中核市に権限移譲されたことに伴い、当該事業者指定等の基準に係る条例を制定するため。		1. 基準省令に規定する内容のほか、次のとおり本市の独自基準を追加する。 (1) 暴力団の排除 (2) 申請者の要件(申請者を法人とする規定) (3) 常勤の管理者の配置 (4) 職員の能力等に応じた処遇 (5) 災害に備えた訓練実施の際の地域住民との連携 (6) 身体拘束等の禁止 (7) 市への報告(サービスの状況等について市から報告を求められたときに協力)
5 施行期日	令和2年4月1日	担当課	福祉部 障がい福祉課

1 名 称	奈良市動物愛護管理員設置条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・動物の愛護及び管理に関する法律等の一部 を改正する法律(令和元年法律第39号) 第1条による動物の愛護及び管理に関する 法律(昭和48年法律第105号)の一部 改正	4 制定改廃 の概要	1.動物愛護管理員を設置する。(第2条関係) (参考) 動物愛護管理員の業務 ・第一種動物取扱業者の指導・監視等 ・第二種動物取扱業者の指導・監視等 ・動物の飼養等によって周辺の生活環境が損なわれている事態に対する措置 ・特定動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措
3 制定改廃の理由	・動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物の愛護及び管理に関する事務を行う職員(以下「動物愛護管理員」という。)の設置が義務づけられたことから、設置根拠として、条例を制定するものである。		置・犬及び猫の引取り等・犬及び猫の登録
5 施行期日	令和2年6月1日	所管部課	健康医療部 保健所 保健衛生課

1 名 称	奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生	生の基準を定め	)る条例を廃止する条例
2 制定改廃 の根拠達等 3 制定 の理由	・食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第1条による食品衛生法(昭和22年法律第233号)の一部改正・食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和元年政令第121号)・食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和元年厚生労働省令第68号)第1条による食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)の一部改正・食品衛生法の一部改正に伴い、国際整合的な衛生管理(HACCP(ハサップ)に衛生管理(HACCP(ハサップ))に衛生管理(HACCP(ハサップ))に衛生管理(HACCP(ハサップ))に衛生管理(カする措置を講じるために、衛生管理の表に表別ではなく、同法第50条の2に基づき、国の規定として厚生労働省令で定めることとなったため、条例を廃止する。		
5 施行期日	令和2年6月1日	所管部課	健康医療部 保健所 保健衛生課

1 名 称	奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	<ul> <li>・浄化槽法の一部を改正する法律(令和元年 法律第40号)</li> <li>・浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に ついて(令和元年11月20日付環循適発 第1911192号環境省環境再生・資源 循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 長通知)</li> </ul>	4 制定改廃 の概要	1. 浄化槽保守点検業者が、営業所に置かれる浄化槽管理士に対し、研修を受けさせる義務に関する規定を新設する。(第10条関係)  2. 登録を受けた浄化槽保守点検業者が更新の登録を受けようとする場合、浄化槽管理士が研修を受けていることを確認できる書面の添付を義務付ける規定を新設する。(第3条関係)
3 制定改廃の理由	・浄化槽法の一部改正により、新たに浄化槽管理士の研修の機会の確保に関する規定が新設されたことから、本市の条例に必要な規定を置くため。		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	健康医療部 保健所 保健・環境検査課

### 奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(登録の申請)	(登録の申請)
第3条 略	第3条 略
2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。	2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。
(1) 略	(1) 略
(2) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し	(2) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し <u>及び</u>
	前条第3項の規定により登録を受けようとする者にあっては、当該浄化
	槽管理士が第10条第3項に規定する研修を受けていることを証する書面
(3)~(5) 略	(3)~(5) 略
(業務の実施)	(業務の実施)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略
	3 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に、第
	2条第2項に規定する登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽の保守点検
	<u>に関して必要な知識及び技能に関する研修であって市長が指定するものを</u>
	<u>受けさせなければならない。</u>
<u>3·4</u> 略	<u>4</u> ・ <u>5</u> 略

1 名 称	奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関す	する条例	
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等 3 制定改廃 の理由	・土砂等による埋立て等について必要な規制 を行うことにより、埋立て等の適正化を図 り、もって災害の防止及び生活環境の保全 に資することを目的として、条例を制定す る。	4 制定改廃の概要	第1章 総則(第1条一第5条) 第2章 埋立て等に使用される土砂等の環境上の基準(第6条) 第3章 不適正な埋立て等の禁止(第7条・第8条) 第4章 土砂等の埋立て等の許可等(第9条一第29条) 第5章 許可に係る関係者の義務(第30条一第33条) 第6章 保証金の預託(第34条一第36条) 第7章 土砂等搬入禁止区域(第37条一第39条) 第8章 手数料(第40条) 第9章 雑則(第41条一第46条) 第10章 罰則(第47条一第52条)
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	環境部 廃棄物対策課

1 名 称	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法等 関係通達等 3 制定改廃 の理由	<ul> <li>・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第15号)</li> <li>・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第18号)</li> <li>・地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)</li> <li>・国民健康保険法施行令の一部改正により、保険料の基礎賦課限度額及び均等割額・平等割額の軽減判定所得が見直されたため。</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 賦課限度額の引上げ 保険料の賦課限度額を58万円から61万円に引き上げる。 (第12条の6、第16条関係) 2. 軽減判定所得の引上げ 保険料の均等割額・平等割額の軽減判定所得の引上げ(第16条関係) (1)5割軽減の対象となる所得基準額の引上げ 28万円→28万5千円 (2)2割軽減の対象となる所得基準額の引上げ 51万円→52万円
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	福祉部 国保年金課

現行

#### (基礎賦課限度額)

第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。)は、58万円を超えることができない。

#### (保険料の減額)

第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、58万円)とする。

#### (1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、28万円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

### ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、51万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保

改正案

#### (基礎賦課限度額)

第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。)は、61万円を超えることができない。

#### (保険料の減額)

第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、61万円)とする。

#### (1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、28万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

### ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>52万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保

現行

険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- 2 略
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3 又は第12条の6の6」と、「58万円」とあるのは「19万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「58万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。

附 則

1~12 略

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地 方税法<u>附則第44条の2第3項</u>の規定の適用を受ける場合における第10条第 1項の規定の適用については、同項中「第36条」とあるのは「第36条(東 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 改正案

険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- 2 🖹
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「61万円」とあるのは「19万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「61万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。

附則

1~12 略

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地 方税法<u>附則第44条の2第5項</u>の規定の適用を受ける場合における第10条第 1項の規定の適用については、同項中「第36条」とあるのは「第36条(東 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成

# 議案番号 35

現行	改正案
23年法律第29号) 第11条の6第1項の規定により適用される場合を含	23年法律第29号) 第11条の6第1項の規定により適用される場合を含
む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第	む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第
1項」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1	1項」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1
項」とする。	項」とする。

1 77 Th	*		
1 名 称	奈良市工場立地法準則条例 		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	<ul> <li>・工場立地法(昭和34年法律第24号)</li> <li>・工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号)</li> <li>・緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第2号)</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合(第3条関係) 工場の敷地面積に対する緑地の面積率及び環境施設の面積率を 国が定める範囲の下限まで引き下げる。  2. 緑地として算入できる重複緑地の割合(第3条関係) 重複緑地(生産施設の屋上・壁面に設置された緑地や駐車場の 緑地等、他の施設と重なって設置する緑地)のうち緑地として認められる限度を、国が定める範囲の上限まで引き上げる。
3 制定改廃の理由	・企業誘致施策として、市内に新たに事業所 を設置する企業や既存の事業所を拡張する 企業に対し設備投資しやすい環境を整える ため、工場立地法の規定により公表された 準則に代えて適用する一定の区域における 緑地面積率等の割合の緩和に関し、必要な 事項を定めようとするものである。		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	観光経済部 産業政策課

1 名 称	奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産	税の特例に関す	<sup>-</sup> る条例
<ul><li>2 制定改廃の根拠法令、関係通達等</li><li>3 制定改廃の理由</li></ul>	・地方税法(昭和25年法律第226号) ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長 発展の基盤強化に関する法律(平成19年 法律第40号)  ・企業誘致施策として、新たな地域経済牽引 事業者に対し設備投資しやすい環境を整え るため、固定資産税の課税免除の特例に関 し必要な事項を定めるものである。	4 制定改廃の概要	1. 固定資産税の課税免除の範囲(第3条関係) 地域経済牽引事業者がこの条例の施行日以後に県知事から事業 計画の承認を受け、当該承認を受けた日から令和5年3月31日 までに促進区域内に対象施設を設置したときは、家屋若しくは構 築物又はその敷地に対する固定資産税を、家屋又は構築物に対し て新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限 り、免除する。  2. 課税免除に係る申請、変更等及び取消し(第4条から第7条 まで関係)
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	観光経済部 産業政策課

1 名 称	奈良市伝統的家屋交流施設条例を廃止する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等 3 制定改廃 の理由	・奈良市伝統的家屋交流施設(梅の里ふれあい館)について、公の施設としての機能が低いことや、地元自治会が管理費用を負担の上管理していることから、指定管理者の指定期間満了をもって、市から地元自治会へ譲渡するため、同施設を廃止する。	4 制定改廃の概要	1.条例を廃止する。
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課

1 名 称	奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正す	する条例	
2 制定改廃 の根拠法等 関係通達等 改改 の理由	・道路法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令112号) ・道路法施行令の一部改正に準じ、同令に定める額と均衡を失わないよう道路占用料等の額の改定その他の所要の改正を行う。	4 制定改廃の概要	1. 奈良市道路占用料に関する条例の一部改正(第1条による改正) (1) 市道の占用料の額を引き上げる。 (2) 占用期間が1月未満の場合について、消費税相当額を徴する旨を明記する。  2. 奈良市準用河川管理条例の一部改正(第2条による改正) (1) 準用河川の流水占用料、土地占用料及び土石採取料を引き上げる。 (2) 占用期間が1月未満の場合について、消費税相当額を徴する旨を明記する。  3. 奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正(第3条による改正) (1) 通路橋及び通路(道路の占用に係るものを除く。)の占用料を引き上げる。  4. 奈良市都市公園条例の一部改正(第4条による改正) (1) 都市公園の占用等に係る使用料の額を引き上げる。 (2) 占用期間が1月未満の場合について、消費税相当額を徴する旨を明記する。
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	建設部 土木管理課、都市整備部 公園緑地課

### 奈良市道路占用料に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

	現行					改正案		
(第2条関係)	)			別表	長(第2条関係)			
	占用物件	単位	占用料			占用物件	単位	占用料
法第32条第1	第一種電柱	1本につき1	660円		法第32条第1	第一種電柱	1本につき1	<u>730</u> ₽
項第1号に掲	第二種電柱	年	1,000円		項第1号に掲	第二種電柱	年	<u>1, 100</u> F
げる工作物	第三種電柱		1,400円		げる工作物	第三種電柱		<u>1,500</u> F
	第一種電話柱		590円			第一種電話柱		<u>650</u> F
	第二種電話柱		950円			第二種電話柱		1,000F
	第三種電話柱		1,300円			第三種電話柱		1, 400 F
	その他の柱類		<u>59円</u>			その他の柱類		<u>65</u> [
	共架電線その他上空に設	長さ1メート	<u>6円</u>			共架電線その他上空に設	長さ1メート	<u>7</u> F
	ける線類	ルにつき1年				ける線類	ルにつき1年	
	地下に設ける電線その他		4 円			地下に設ける電線その他		4 F
	の線類					の線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	580円			路上に設ける変圧器	1個につき1 年	<u>640</u> F
	地下に設ける変圧器	占用面積1平	350円				占用面積1平	390 F
	近「に吹りる友圧的	方メートルに	3301 1			地上に取りる友生的	方メートルに	3301
		つき1年					つき1年	
	変圧塔その他これに類す		1,200円					1,300
	るもの及び公衆電話所	年	2, 2001 3				年	2, 0001
	郵便差出箱及び信書便差	'	500円			郵便差出箱及び信書便差	·	550F
	出箱					出箱		
	広告塔	表示面積1平	3,800円				表示面積1平	<u>4</u> , 300 F
		方メートルに					方メートルに	

	現行				改正案		
		つき1年				つき1年	
	その他のもの	占用面積1平	1,200円		その他のもの	占用面積1平	1,300円
		方メートルに				方メートルに	
		つき1年				つき1年	
法第32条第1	外径が0.07メートル未満	長さ1メート	25円	法第32条第1	外径が0.07メートル未満	長さ1メート	27円
項第2号に掲	のもの	ルにつき1年		項第2号に掲	のもの	ルにつき1年	
げる物件	外径が0.07メートル以上		35円	げる物件	外径が0.07メートル以上	-	39円
	0.1メートル未満のもの				0.1メートル未満のもの		
	外径が0.1メートル以上		53円		外径が0.1メートル以上		59円
	0.15メートル未満のもの				0.15メートル未満のもの	)	
	外径が0.15メートル以上		71円		外径が0.15メートル以上	<u> </u>	78円
	0.2メートル未満のもの				0.2メートル未満のもの		
	外径が0.2メートル以上		110円		外径が0.2メートル以上		120円
	0.3メートル未満のもの				0.3メートル未満のもの		
	外径が0.3メートル以上		140円		外径が0.3メートル以上		<u>160円</u>
	0.4メートル未満のもの				0.4メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上		250円		外径が0.4メートル以上		270円
	0.7メートル未満のもの				0.7メートル未満のもの		
	外径が0.7メートル以上		350円		外径が0.7メートル以上		390円
	1メートル未満のもの				1メートル未満のもの		
	外径が1メートル以上の		<u>710円</u>		外径が1メートル以上の		<u>780円</u>
	もの				もの		
法第32条第1項	頁第3号及び第4号に掲げ	占用面積1平	1,200円	法第32条第1马	頁第3号及び第4号に掲げ	げ 占用面積1平	<u>1,300円</u>
る施設		方メートルに		る施設		方メートルに	
法第32条第1	地下街 階数が1のもの	つき1年	Aに0.005を	法第32条第1	地下街 階数が1のもの	つき1年	Aに0.005を
項第5号に掲	及び地		乗じて得た額	項第5号に掲	及び地		乗じて得た額

		現行					改正案		
げる施設	下室	階数が2のもの		Aに0.008を	げる施設	下室	階数が2のもの		Aに0.008を
				乗じて得た額					乗じて得た額
		階数が3以上の		Aに0.01を乗			階数が3以上の		Aに0.01を乗
		もの		じて得た額			もの		じて得た額
	上空に記	受ける通路		1,900円		上空に診	设ける通路		2,100円
	地下に記	设ける通路		1,100円		地下に記	设ける通路		1,300円
	その他の	つもの		1,200円		その他の	つもの		1,300円
法第32条第1	祭礼、総	<b></b> 最日その他の催し	占用面積1平	38円	法第32条第1	祭礼、総	<b></b> 最日その他の催し	占用面積1平	<u>43</u> 円
項第6号に掲	に際し、	一時的に設ける	方メートルに		項第6号に掲	に際し、	一時的に設ける	方メートルに	
げる施設	もの		つき1日		げる施設	もの		つき1日	
	その他の	つもの	占用面積1平	380円		その他の	つもの	占用面積1平	<u>430</u> 円
			方メートルに					方メートルに	
			つき1月					つき1月	
道路法施行令	看板(ア	一時的に設ける	表示面積1平	380円	道路法施行令	看板(ア	一時的に設ける	表示面積1平	<u>430円</u>
(昭和27年政	ーチで	もの	方メートルに		(昭和27年政	ーチで	もの	方メートルに	
令第479号。以	あるも		つき1月		令第479号。以	あるも		つき1月	
下「令」とい	のを除	その他のもの	表示面積1平	3,800円	下「令」とい	のを除	その他のもの	表示面積1平	<u>4, 300</u> 円
う。)第7条第	( · )		方メートルに		う。)第7条第	< 。 )		方メートルに	
1号に掲げる			つき1年		1号に掲げる			つき1年	
物件	標識		1本につき1	950円	物件	標識		1本につき1	<u>1,000円</u>
			年					年	
	旗ざお	祭礼、縁日その他	1本につき1	38円		旗ざお	祭礼、縁日その他	1本につき1	<u>43円</u>
		の催しに際し、一	日				の催しに際し、一	· E	
		時的に設けるも					時的に設けるも		
		の					の		
		その他のもの	1本につき1	380円			その他のもの	1本につき1	<u>430円</u>

		現行						改正案		
			月						月	
	幕(令第	祭礼、縁日その他	その面積1平	38円			幕 (令第	察礼、縁日その他	こその面積1平	<u>43</u> P
	7条第	の催しに際し、一	方メートルに				7条第	の催しに際し、一	·方メートルに	
	4号に	時的に設けるも	つき 1 日				4号に	時的に設けるも	つき1日	
	掲げる	の					掲げる	0		
	工事用	その他のもの	その面積1平	380円			工事用	その他のもの	その面積1平	430 P
	施設で		方メートルに				施設で		方メートルに	
	あるも		つき 1 月				あるも		つき1月	
	のを除						のを除			
	⟨。)						< 。 )			
		車道を横断する	1 基につき 1	3,800円			アーチ	車道を横断する	1 基につき 1	4, 300₽
		もの	月 月					もの	月	
		その他のもの		1,900円				その他のもの		2,100円
令第7条第4号	·に掲げる	る工事用施設及び	占用面積1平	380円		令第7条第4号	- テに掲げる	る工事用施設及び	占用面積1平	430 P
  同条第5号に掲	がる工事	事用材料	方メートルに			  同条第5号に掲	島げるエ≣	事用材料	方メートルに	
令第7条第6号	·に掲げる	る仮設建築物及び	つき1月	120円		令第7条第6号	とに掲げる	る仮設建築物及び	つき1月	130₽
  同条第7号に掲	げる施設	T. Z				同条第7号に掲	引げる施言	n Z		
令第7条第9	建築物		占用面積1平	Aに0.015を		令第7条第9	建築物		占用面積1平	Aに0.014を
号に掲げる施			方メートルに	 乗じて得た額		号に掲げる施			方メートルに	 乗じて得た額
設	その他の	うもの	つき1年	Aに0.01を乗		設	その他の	つもの	つき1年	Aに0.01を乗
				じて得た額						じて得た額
その他前各項に	より難レ	、占用物件	前各項に準じ	 て市長が定め		その他前各項に	 _より難レ	い占用物件	前各項に準じ	1
			る額	. , , — ,			. ,,,,,,		る額	. , , _ ,
			1		信	L			1×.	
 1~8 略										
_								未満であるときの	占用料の額け	この表の規

より計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

現行	改正案
<u>9</u> · <u>10</u> 略	<u>10</u> ・ <u>11</u> 略

#### 奈良市準用河川管理条例 新旧対照表 (第2条による改正)

		現行						改正案			
表(第5条	関係)				別表(第5条関係)						
1 流水・	土地占用料				1_ 流水・	土地占	占用料			_	
区分	種別	単位	占用料	摘要	区分		種別	単位	占用料	摘要	
流水占用	鉱工業その他の用に	毎秒1リッ	5,140円		流水占用	鉱工業	業その他の用に	毎秒1リッ	5,230円		
料	供するもの	トル			料	供する	るもの	トル			
		1年につき						1年につき			
土地占用	第一種電柱	1本	660円	組立鉄柱又	土地占用	第一種	重電柱	1本	730円	組立鉄柱又	
料		1年につき		はH柱は2	料			1年につき		はH柱は2	
	第二種電柱	1本	1,000円	本とみな		第二種	重電柱	1本	1,100円	本とみな	
		1年につき		す。				1年につき		す。	
	第三種電柱	1本	1,400円			第三種	重電柱	1本	1,500円	-	
		1年につき						1年につき			
	第一種電話柱	1本	590円	組立鉄柱又		第一種	重電話柱	1本	650円	組立鉄柱又	
		1年につき		はH柱は2				1年につき		はH柱は2	
	第二種電話柱	1本	950円	本とみな		第二種	重電話柱	1本	1,000円	本とみな	
		1年につき		す。				1年につき		す。	
	第三種電話柱	1本	1,300円			第三種	重電話柱	1本	1,400円	-	
		1年につき						1年につき			
	公衆電話所	1個	1,200円			公衆智	電話所	1個	1,300円	<u> </u>	
		1年につき						1年につき			
	埋設 外径が40セン	1メートル	140円			埋設	外径が40セン	1メートル	160円		
	又は チメートル未	1年につき				又は	チメートル未	1年につき			
	架設 満のもの					架設	満のもの				
	管類 外径が40セン	1メートル	250円			管類	外径が40セン	1メートル	270円		

	現行				改正案	
チメートル以	1年につき			チメートル以	1年につき	
上70センチメ				上70センチメ		
ートル未満の				ートル未満の		
<b>₺</b> の				もの		
外径が70セン	1メートル	350円		外径が70セン	1メートル	390円
チメートル以	1年につき			チメートル以	1年につき	
上100センチ				上100センチ		
メートル未満				メートル未満		
のもの				のもの		
外径が100セ	1メートル	710円		外径が100セ	1メートル	780円
ンチメートル	1年につき			ンチメートル	1年につき	
以上のもの				以上のもの		
仮設建築物	1平方メー	<u>120円</u> 露店、工事	仮	設建築物	1平方メー	<u>130円</u> 露店、工事
	トル	用建築物そ			トル	用建築物そ
	1月につき	の他これに			1月につき	の他これに
		類するもの				類するもの
通路橋、通路	1平方メー	1,160円	通	路橋、通路	1平方メー	1,270円
	トル				トル	
	1年につき				1年につき	
その他前各項により	1平方メー	2,400円	そ	の他前各項により	1平方メー	2,600円
難い工作物	トル		難	い工作物	トル	
	1年につき				1年につき	
原形のままの占用	1平方メー	<u>120円</u> 農耕地、採	原	形のままの占用	1平方メー	130円農耕地、採
	トル	草地等			トル	草地等
	1年につき				1年につき	
養魚	1平方メー	320円	養	魚	1平方メー	350円
	トル				トル	

現行						改正案				
	1年につき						1年につき			

備考

 $1 \sim 4$  略

<u>5・6</u> 略

2 土石採取料

	種別	単位	採取料	摘要
砂利		1立方メート	290円	
		ル		
土砂		1立方メート	190円	
		ル		
かきこ	み砂利	1立方メート	290円	
		ル		
栗石	直径が8センチメ	1立方メート	330円	
	ートル以上20セン	ル		
	チメートル未満の			
	もの			
転石	直径が20センチメ	1立方メート	<u>630円</u>	20個を1立
	ートル以上40セン	ル		方メートル
	チメートル未満の			とする。
	もの			
	直径が40センチメ	1立方メート	1,280円	10個を1立
	ートル以上60セン	ル		方メートル
	チメートル未満の			とする。
	もの			
	直径が60センチメ	1立方メート	5,840円	

#### 備考

 $1 \sim 4$  略

5 占用の期間が1月未満であるときの占用料の額は、この表の規定に より計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

<u>6</u>・<u>7</u> 略

2 土石採取料

<u> </u>	1 採 取 科	1		
	種別	単位	採取料	摘要
砂利		1立方メート	290円	
		ル		
土砂		1立方メート	190円	
		ル		
かきこ	. み砂利	1立方メート	290円	
		ル		
栗石	直径が8センチメ	1立方メート	330円	
	ートル以上20セン	ル		
	チメートル未満の			
	もの			
転石	直径が20センチメ	1立方メート	640円	20個を1立
	ートル以上40セン	ル		方メートル
	チメートル未満の			とする。
	もの			
	直径が40センチメ	1立方メート	1,300円	10個を1立
	ートル以上60セン	ル		方メートル
	チメートル未満の			とする。
	もの			
	直径が60センチメ	1立方メート	5,940円	

現行	改正案
ートル以上のもの ル	ートル以上のもの ル
備考	備考
1 略	1 略
	2 採取料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じ
	て得た額とする。
<u>2</u> 略	<u>3</u> 略

### 奈良市法定外公共物の管理に関する条例 新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正案
(占用料の徴収)	(占用料の徴収)
第5条 略	第5条 略
2 占用料の額は、次のとおりとする。	2 占用料の額は、次のとおりとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 通路橋及び通路(道路の占用に係るものを除く。) 占用面積1平	(2) 通路橋及び通路(道路の占用に係るものを除く。) 占用面積1平
方メートルにつき年額 <u>1,160円</u>	方メートルにつき年額 <u>1,270円</u>
3 前項第2号に規定する占用料の額の計算方法については、奈良市道路占	3 前項第2号に規定する占用料の額の計算方法については、奈良市道路占
用料に関する条例別表備考 <u>の第6項及び第7項</u> の規	用料に関する条例別表備考 <u>第6項、第7項及び第9項から第11項まで</u> の規
定を準用する。	定を準用する。
$4\sim6$ 略	4~6 略

#### 奈良市都市公園条例 新旧対照表 (第4条による改正)

引丰	(	条関係)

- 1 腔
- 2 都市公園を占用する場合

	占用物件	単位	期間	金額
電柱、電	第一種電柱	1本	1年	<u>660円</u>
線、変圧	第二種電柱			1,000円
塔その	第三種電柱			<u>1,400円</u>
他これ	第一種電話柱			590円
らに類	第二種電話柱			<u>950円</u>
するも	第三種電話柱			<u>1,300円</u>
0	その他の柱類			<u>59円</u>
	共架電線その他上空	1メートル	1年	6円
	に設ける線類			
	地下に設ける電線そ			4 円
	の他の線類			
	地表に設ける変圧器	1個	1年	<u>580円</u>
	地下に設ける変圧器	1平方メート	1年	350円
		ル		
	簡易型携帯電話シス	1基	1年	1,200円
	テム無線基地局			
	変圧塔その他これに	1個	1年	1,200円
	類するもの			
水道管、	外径が0.07メートル	1メートル	1年	<u>25円</u>
下水道	未満のもの			

現行

### 別表 (第9条関係)

- 1 略
- 2 都市公園を占用する場合

	占用物件	単位	期間	金額
電柱、電	第一種電柱	1本	1 年	<u>730円</u>
線、変圧	三第二種電柱			1,100円
塔その	第三種電柱			1,500円
他これ	第一種電話柱			650円
らに類	第二種電話柱			1,000円
するも	第三種電話柱			1,400円
の	その他の柱類			<u>65円</u>
	共架電線その他上空	1メートル	1年	<u>7円</u>
	に設ける線類			
	地下に設ける電線そ			4円
	の他の線類			
	地表に設ける変圧器	1個	1年	640円
	地下に設ける変圧器	1平方メート	1年	390円
		ル		
	簡易型携帯電話シス	1基	1年	1,300円
	テム無線基地局			
	変圧塔その他これに	1個	1年	1,300円
	類するもの			
水道管、	外径が0.07メートル	1メートル	1年	27円
下水道	未満のもの			

改正案

		現行			改正案	
管、ガス	外径が0.07メートル			35円	管、ガス外径が0.07メートル <u>39</u>	円
管その	以上0.1メートル未満				管その 以上0.1メートル未満	
他これ	のもの				他これのもの	
らに類	外径が0.1メートル以			53円	らに類 外径が0.1メートル以 59	円
するも	上0.15メートル未満				するも 上0.15メートル未満	
の	のもの				ののもの	
	外径が0.15メートル			71円	外径が0.15メートル 78	円
	以上0.2メートル未満				以上0.2メートル未満	
	のもの				のもの	
	外径が0.2メートル以			110円	外径が0.2メートル以 120	円
	上0.3メートル未満の				上0.3メートル未満の	
	もの				\$ O	
	外径が0.3メートル以			140円	外径が0.3メートル以 160	円
	上0.4メートル未満の				上0.4メートル未満の	
	もの				₹ <i>O</i>	
	外径が0.4メートル以			250円	外径が0.4メートル以 270	円
	上0.7メートル未満の				上0.7メートル未満の	
	もの				\$ O	
	外径が0.7メートル以			350円	外径が0.7メートル以 390	円
	上1メートル未満の				上1メートル未満の	
	もの				\$ O	
	外径が1メートル以			<u>710円</u>	外径が 1 メートル以 780	円
	上のもの				上のもの	
通路、銷	· · 道、軌道、公共駐車場	1平方メート	1年	1,100円	通路、鉄道、軌道、公共駐車場 1平方メート 1年 1,300	円
その他こ	これらに類する施設で	ル			その他これらに類する施設で ル	
地下に認	设けるもの				地下に設けるもの	
郵便差出	出箱及び信書便差出箱	1個	1年	500円	郵便差出箱及び信書便差出箱 1個 1年 550	円

	現行		
公衆電話所			1,200円
競技会、集会、展示会、博覧会	1平方メート	1月	380円
その他これらに類する催しの	ル		
ため設ける仮設工作物			
標識	1本	1年	950円
防火用貯水槽で地下に設ける	1平方メート	1年	1,200円
もの	ル		
工事用板囲、足場、詰所その他	1平方メート	1月	380円
の工事用施設	ル		
土石、竹木、瓦その他の工事用			
材料の置場			
その他前各項により難い占用	前各項に準じ	て市長が	定める額
物件			

#### 備考

 $1\sim5$  略

- 6 1件の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。
- <u>7</u> 1件の<u>占用料</u>の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

略

#### 備考

1 • 2 略

公衆電話所			<u>1,300円</u>
競技会、集会、展示会、博覧会	1平方メート	1月	430円
その他これらに類する催しの	ル		
ため設ける仮設工作物			
標識	1本	1年	<u>1,000円</u>
防火用貯水槽で地下に設ける	1平方メート	1年	<u>1,300円</u>
もの	ル		
工事用板囲、足場、詰所その他	1平方メート	1月	<u>430円</u>
の工事用施設	ル		
土石、竹木、瓦その他の工事用			
材料の置場			
その他前各項により難い占用	前各項に準じ	て市長が	定める額
物件			

改正案

#### 備考

 $1\sim5$  略

- 6 占用物件に係る使用の期間が1月未満であるときの使用料の額は、 この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- <u>7</u> 1件の<u>使用料</u>の額が100円未満のときは、100円とする。
- <u>8</u> 1件の<u>使用料</u>の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

略

#### 備考

- 1 2 略
- 3 使用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

1 名 称	奈良市学校給食センター条例の一部を改正する。	条例	
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等 3 制定改廃 の理由	・東部地域における効率的な給食実施の観点 から、月ヶ瀬学校給食センターを廃止す る。	4 制定改廃の概要	1. 第2条の表から月ヶ瀬学校給食センターの項を削る。
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	教育部 保健給食課

#### 奈良市学校給食センター条例 新旧対照表

		現行			改正案	
	(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第2	2条 給食センターの名称及び	位置は、次のとおりとする。	第 2	2条 給食センターの名称及ひ	で位置は、次のとおりとする。	
	名称	位置		名称	位置	
	奈良市月ヶ瀬学校給食センタ	奈良市月ヶ瀬尾山2,350番地の1		奈良市都祁学校給食センター	奈良市都祁友田町1,798番地	
	奈良市都祁学校給食センター	奈良市都祁友田町1,798番地				

1 名 称	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する	る条例及び奈良	・市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)	4 制定改廃 の概要	1. 次に掲げる条例の規定中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。 (1) 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年奈良市条例第28号)第6条 (2) 奈良市病院事業の設置等に関する条例(平成15年奈良市条例第47号)第6条
3 制定改廃の理由	・地方自治法の一部改正に伴い、条例中で引用している条文の整理を行おうとするものである。		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	健康医療部 医療政策課、企業局 経営部 経営企画課

### 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243	第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243
条の2第8項 の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責	条の2の2第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責
任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任	任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任
に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

### 奈良市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243	第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243
条の2第8項 の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任	条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任
の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に	の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に
係る賠償額が10万円以上である場合とする。	係る賠償額が10万円以上である場合とする。